

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）
支援金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、埼玉県（以下「県」という。）が、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2の1(2)の規定に基づき、支援金を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 前項の支援金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「協力校」、「協力者」、「支援金」の定義は実施要綱に定めるところによる。

（対象経費）

第3条 支援金の交付の対象となる経費は、学則で定められた授業料とする。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、県の予算の範囲内とし、協力校が実施要綱第3の1(2)の規定に基づき、協力者に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は協力校が学則で定める授業料の4分の1を超えない額、かつ専門学校生徒については25万円、高等専修学校生徒については10万円を超えないものとする。

（協力者の募集及び支援金の交付申請手続き）

第5条 協力者の募集及び支援金交付のための申請手続は、協力校設置者を通じて実施する。

（受給資格認定申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする生徒は、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金受給資格認定申請書（様式第1号）を協力校設置者に提出するものとする。

2 協力校設置者は、生徒から提出された埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金受給資格認定申請書（様式第1号）を取りまとめの上、以下の書類を添付し、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金受給資格認定申請一覧（様式第2号）を知事に提出するものとする。

一 協力校の授業料減免に関する規程

二 協力校が実施した授業料減免の対象者の選考結果

三 生徒に対する授業料減免の決定通知書

四 生徒の世帯又は生徒本人が実施要綱第3の2(1)に掲げる要件に該当することを実施要綱第3の1(2)により決定したことを証明する書類

- 五 埼玉県専門学校生の授業料軽減事業協力者の年次目標について（様式第3号）
- 六 その他、知事が必要とする書類

（受給資格の認定及び通知）

第7条 知事は、協力校設置者を通じて生徒から提出された埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金受給資格認定申請書（様式第1号）及び関係書類を審査し、協力者を決定する。

- 2 前項の結果については、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金受給資格認定通知書（様式第4号）により、協力校設置者を通じて協力者に対して通知する。

（交付申請）

第8条 協力校設置者は、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金交付申請書（様式第5号）を、別に定める期間内に知事に提出する。

（交付の決定及び通知）

第9条 知事は、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金の交付を決定したときは、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金交付決定通知書（様式第6号）により協力校設置者あて通知するものとする。

- 2 前項の結果については、様式第6-2号により協力校設置者を通じて協力者あて通知する。

（支援金の協力校設置者による代理受領）

第10条 支援金の受領は、協力校設置者による代理受領とする。

- 2 協力校設置者は県から受領する支援金を当該協力者の授業料として経理することを原則とし、協力校設置者が当該協力者に対して有する授業料の債権の弁済に充てることにより、協力者が支払うべき授業料を直接減額しなければならない。

（変更交付の申請）

第11条 協力校設置者は、第9条で決定した内容に変更が生じるときは、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金変更交付申請書（様式第7号）により、速やかに知事に申請するものとする。

（変更交付決定及び通知）

第12条 知事は、前条の申請書を受けて、支援金の支給額を変更するときは、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金変更交付決定通知書（様式第8号）により、協力校設置者に対して通知するものとする。

（実績報告）

第13条 協力校設置者は、知事が定める日までに、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金実施状況報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、支援金が協力者の授業料に充当されたことを証明する書類を添付しなければならない。
- 3 協力者は、知事が定める日までに、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業協力者の年次目標について（様式第3号）に自己評価を記入し、協力校設置者を通じて県に提出しなければならない。

（額の確定）

第14条 知事は、前条第1項の報告書が提出されたときは、当該報告書等の書類の審査等により、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金確定通知書（様式第10号）により、協力校設置者に対して通知するものとする。

（交付決定の取消）

第15条 知事は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第9条に規定する支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 法令、本要綱、交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく指示に違反した場合
- 二 支援金を他の用途に使用した場合
- 三 支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合
- 四 交付の決定後に生じた事情の変更等により、支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

（支援金の返還）

第16条 知事は、第14条の額の確定をした場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分に相当する金額の返還を求めるものとする。

- 2 前条の規定により支援金の交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、協力者が、協力校設置者から休学・退学等の理由により授業料を返納された場合において、既に協力者に対する支援金が交付されているときは、当該設置者に対し、期限を定めて、交付した支援金の全額の返還を命ずるものとする。ただし、返還額は協力校設置者から協力者への返納額を上限とする。
- 4 協力校設置者が既納の授業料を協力者に返納しないことを定めている場合には、前項の規定は適用しない。

（加算金及び延滞金）

第17条 前条第2項の規定により支援金の返還を命じたときは、支援金の受領日か

ら納付日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した加算金を当該支援金に加えた金額を納付させるものとする。ただし、加算金が1,000円未満であるときはこれを支払うことを要しない。

2 支援金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した延滞金を納付させるものとする。ただし、延滞金が1,000円未満の場合及びやむを得ない事情により延滞金が生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

3 前項のやむを得ない事情により延滞金を免除するためには、協力校設置者は、返還を遅延させないためにとった措置及び当該支援金の返還を困難とする理由などを記載した理由書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 支援金の交付を受けた協力校設置者は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿等を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は当該事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 2 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が（1）から（4）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、（1）から（4）までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（（5）に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）
埼玉県知事

学校法人 〇〇〇〇
〇〇専門学校・〇年
氏名 〇〇 〇〇

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金
受給資格認定申請書

私は、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金の受給資格の認定を申請します。

また、〇〇〇〇（←学校法人名及び専門学校名を記入）に対し、支援金の受領及び受領に関連する一切の事務手続きを委任し代理権を付与します。

記

【受給資格】

該当	世帯の経済的状況
	新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変

※ 受給要件の左欄に○を記入してください。

様式第2号（第6条関係）

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金
受給資格認定申請一覧

学校法人名：

専門学校名：_____

(単位：円)

No	氏名	学科名	学年	要件	学則等で定める授業料	経済的理由による減免額	支援金交付見込額
1	〇〇 〇〇	●●学科	1年	①	600,000	200,000	100,000
2	□□ □□	■ ■学科	2年	①	800,000	300,000	150,000
3	△△ △△	▲▲学科	3年	①	900,000	400,000	200,000
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計						900,000	450,000

◆「要件」欄におけるカテゴリー

①新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変

(添付資料)

- ・協力校の授業料減免に関する規程
- ・協力校が実施した授業料減免の対象者の選考結果
- ・生徒に対する授業料減免の決定通知書
- ・生徒の世帯（又は生徒）の経済的基準に係る証明書類
- ・埼玉県専門学校生の授業料等支援金受給資格認定申請書（様式第1号）
- ・埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）協力者の年次目標について（様式第3号）
- ・その他、知事が必要とする書類

様式第3号（第6条及び第13条関係）

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）
協力者の年次目標について

専門学校名／課程・学科・コース名／学年	
協力者氏名	
評価期間	

	年次目標 (いつまでに、何を、どの水準まで)	困難度	自己評価 (目標達成状況、その他、特筆すべき事情 ※必要に応じて教員による評価を実施)	達成
1				
2				
3				
《その他特記事項（自由記述）》				

（困難度）

- ◎…特に困難
- …困難
- △…比較的困難
- 無印…上記以外

（達成）

- S…設定した目標を十分上回る結果であった
- A…設定した目標を達成できた
- B…設定した目標をおおむね達成できた
- C…設定した目標を達成できなかった

様式第4号（第7条関係）

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金
受給資格認定通知書

学事第 号
令和 年 月 日

学校法人 ○○○○
○○専門学校
○ ○ ○ ○ 様

埼玉県知事

あなたを埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金の受給資格があると認め、協力者として決定しましたので通知します。

また、令和 年 月 日までの間は本事業の協力者として文部科学省、埼玉県等が実施するアンケート調査等への協力をお願いします。

記

【受給資格】

該当	世帯の経済的状況
	新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変

令和 第 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

専修学校名
設置者所在地
設置者名
代表者名

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金
交付申請書

標記について、下記のとおり交付を受けたいので、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金交付要綱第8条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 円

※内訳は別紙「埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金申請一覧」のとおり

別紙

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）
支援金申請一覧

学校法人名：

専門学校名：

(単位：円)

No	氏名	学科名	学年	要件	学則で定める 授業料	経済的理由に よる減免額	支援金交付 希望額
1	〇〇 〇〇	●●学科	1年	①	600,000	200,000	100,000
2	□□ □□	■ ■学科	2年	①	800,000	300,000	150,000
3	△△ △△	▲▲学科	3年	①	900,000	400,000	200,000
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計						900,000	450,000

◆「要件」欄におけるカテゴリー

①新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変

(添付資料)

- ・協力校の授業料減免に関する規程
- ・協力校が実施した授業料減免の対象者の選考結果
- ・生徒に対する授業料減免の決定通知書
- ・生徒の世帯（又は生徒）の経済的基準に係る証明書類
- ・生徒から提出された埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金受給資格認定申請書（様式第1号）
- ・協力者の埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）協力者の年次目標について（様式第3号）
- ・その他、知事が必要とする書類

様式第 6 号（第 9 条関係）

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業支援金（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）
交付決定通知書

学事第 号
令和 年 月 日

専修学校名
設置者所在地
設置者名
代表者名 様

埼玉県知事

別紙様式第 6 - 2 号のとおり、埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金を交付することを決定しましたので通知します。協力者への配布をお願いします。

また、協力者の休学や退学などの理由により交付額に変更が生じる場合は、速やかに埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金変更交付申請書（様式第 7 号）を提出し、過払い額を返納してください。

様式第6-2号（第9条関係）

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金
交付決定通知書

学事第 号
令和 年 月 日

学校法人 ○○○○
○○専門学校
○ ○ ○ ○ 様

埼玉県知事

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金を交付することを決定しましたので通知します。

なお、休学や退学などの理由により、専門学校から授業料の返納があった場合には、下記と同額（ただし、専門学校からの返納額を上限とする）を返還する必要があることを申し添えます。

記

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金

○○○, ○○○円

令和 第 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

専修学校名
設置者所在地
設置者名
代表者名

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金
変更交付申請書

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金交付要
綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

既交付決定額： ○○○， ○○○円

変更交付申請額： ○○○， ○○○円

※内訳は別紙「埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）
支援金変更交付申請一覧」のとおり

別紙

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金
変更交付申請一覧

学校法人名：

専門学校名：_____

(単位：円)

No	氏名	学科名	学年	要件	既交付決定額	変更交付申請額	変更理由
1	〇〇 〇〇	●●学科	1年	①	100,000	100,000	
2	□□ □□	■ ■学科	2年	①	150,000	150,000	
3	△△ △△	▲▲学科	3年	①	200,000	100,000	9月30日 付けで退学
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合計					450,000	350,000	

◆「要件」欄におけるカテゴリー

①新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変

◆「変更理由」欄の記載

- ・「休学」、「退学」、「要件の変更（経済状況の改善など）」等を記載してください（変更の開始日も記載してください）。

(添付資料)

・埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金交付決定通知書（様式第6号及び第6-2号）

の写し

- ・変更理由の根拠となる書類
- ・その他、知事が必要とする書類

様式第8号（第12条関係）

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金
変更交付決定通知書

学事第 号
令和 年 月 日

専修学校名
設置者所在地
設置者名
代表者名 様

埼玉県知事

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金の交付額を下記のとおり変更することを決定したので通知します。

記

交付決定額： 〇〇〇, 〇〇〇円

変更交付決定額： 〇〇〇, 〇〇〇円

令和 年 月 日
第 号

（あて先）
埼玉県知事

専修学校名
設置者所在地
設置者名
代表者名

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金
実施状況報告書

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金交付要
綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

既交付決定額： 〇〇〇, 〇〇〇円

交付実績額： 〇〇〇, 〇〇〇円

※ 内訳は別紙「内訳書」のとおり

内 訳 書

学校法人名：

専門学校名：

(単位：円)

No	氏 名	学 科 名	学 年	要件	学則で定める授業料	申請時の授業料減免額	支援金支給額	授業料減免実施額
1	〇〇 〇〇	●●学科	1年	①	600,000	200,000	100,000	200,000
2	□□ □□	■ ■学科	2年	①	800,000	300,000	150,000	300,000
3	△△ △△	▲▲学科	3年	①	900,000	400,000	200,000	400,000
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
合計						900,000	450,000	900,000

◆「要件」欄におけるカテゴリー

①新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変

※複数の要件に該当する場合には、数字が若いカテゴリーを記載すること。

(添付資料)

- ・協力者への授業料請求書（協力校による授業料減免及び支援金を除いた金額が記載されているもの）
- ・協力校が発行する授業料領収書や協力者が授業料を振り込んだ際の振込代金領収書（協力校による授業料減免及び支援金を除いた金額が記載されているもの）

※ 授業料を他の納付金と合わせて支払っているなど、授業料のみの金額が表示されない場合には、金額の内訳が記載された書類や金額の根拠となる資料を添付してください。

- ・その他別途指示する書類

埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金確定通知書

学校法人 ○○○○
○○専門学校
○ ○ ○ ○ 様

令和 年度埼玉県専門学校生の授業料軽減事業（新型コロナウイルス感染症に伴う家計急変）支援金の額を、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14条の規定に基づき、下記のとおり確定します。

令和 年 月 日

埼玉県知事

記

交付決定額	円
確定額	円
返納額	円